一般事業主行動計画

スタッフがその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年12月1日~2023年3月31日まで

2. 内容

目標1 定期的なスタッフ面談を実施し、子育て中のスタッフの働き方の希望をできるだけ就労条件に 反映し、仕事と生活の調和を図りやすい職場環境づくりをする。

(対策)

- ●令和3年12月~ スタッフとの面談、労働条件の希望確認
- ●令和4年 1月~ 内容によって体制を工夫すればできるのか、制度の変更等が必要なのかを検討
- ●令和4年 4月~ 制度の変更等が必要と判断した内容は就業規則変更などで対応 以降も面談を継続して、両立しやすい職場環境づくりを目指す
- 目標 2 子育て中のスタッフが仕事との両立がしやすく、働き続けやすい就業規則に改正する。 主な改正点は以下のとおり。
 - ・短時間勤務スタッフ(パート)でも時間休をとることができる
 - ・昼休みと一緒に時間休をとることができる(いわゆる中抜け)

(対策)

- ●令和3年12月~ スタッフの働き方現状確認、検討の開始
- ●令和4年 1月~ 就業規則の改正が必要な箇所の洗い出し、制度の検討
- ●令和4年 4月~ 改正後の規則等についてスタッフの意見を聞く、監督署へ届出&スタッフへ周知
- 目標3 子育てと仕事が両立しやすい職場づくりに関する制度の利用方法などを、スタッフに説明する 機会を定期的に設ける

(対策)

- ●令和3年12月~ 内容や頻度、方法などを検討
- ●令和4年 4月~ 検討内容を反映して研修を定期的に実施